

令和5(2023)年6月13日

栃木県環境審議会
会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会温泉部会
部会長 大塚 晃弘

温泉をゆう出させることを目的とする動力装置申請等に対する意見について（報告）

令和5(2023)年5月26日付けで栃木県知事から諮問を受けた「温泉をゆう出させることを目的とする動力装置許可申請に対する意見」について、下記のとおり温泉部会を開催し、下記のとおり答申しましたので報告します。

記

1 開催日時

令和5(2023)年6月12日(月) 午後2時から3時35分まで

2 開催場所

宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁9階 会議室3

3 出席者（7名、各五十音順）

- (1) 委員 大塚晃弘、小菅美智子、小沼一郎
- (2) 専門委員 相田吉昭、大類隆男、藤本亨

4 審議結果

申請者	申請地(市町村)	申請内容	審議結果
アルファクラブ株式会社	那須塩原市	動力装置	許可答申
株式会社MGCマネジメント	さくら市	動力装置	許可答申

令和 5 (2023) 年 6 月 13 日

栃木県知事 福 田 富 一 様

栃木県環境審議会
会長 山田 洋一

温泉をゆう出させることを目的とする動力装置許可申請等に対する
意見について

令和 5 (2023) 年 5 月 26 日付け薬第 145 号にて諮問を受けた「温泉をゆう出させることを目的とする土地の掘削許可申請に対する意見」等について、当審議会は、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

第1号議案

那須塩原市下永田一丁目993番13 動力装置の設置について
申請者 宇都宮市大通り5丁目3番9号
アルファクラブ株式会社

本件は、那須塩原市下永田一丁目993番13の源泉「乃木温泉」の動力装置位置を深くし、宿泊施設及び日帰り温泉施設利用者の浴用に供するものであり、特に支障ないと判断されるため、許可答申とする。

なお、今回行われた揚湯試験の結果から求めた適正揚湯量を決定するための変曲点は、グラフの読み取り方によって申請より少なくなることもある。そのため、持続的利用の観点から、若干少なめに揚湯することが良いのではないかという御意見をいただいた。

第2号議案

さくら市早乙女字三左エ門2067番1 動力装置の設置について
申請者 さくら市早乙女2068番地
株式会社MGCマネジメント

本件は、さくら市早乙女字三左エ門2067番1の源泉「紫塚温泉」の動力装置位置を深くして、宿泊施設及び日帰り温泉施設利用者の浴用に供するものであり、特に支障ないと判断されるため、許可答申とする。

なお、当該地域は（温泉分析書からもわかるように）塩分・鉄などが多く含まれている特徴から化石水とみられ、閉じ込められて溜まっている状態の温泉水と推測できるため、環境資源の保護の観点からも今後は継続的に湯量や温度、泉質等のモニタリングを行い、推移を見守りながら適正に利用していくことが大切との御意見をいただいた。

薬第145号
栃木県環境審議会

温泉法（昭和23年法律第125号）第32条の規定により、下記の温泉をゆう出させることを目的とする動力装置許可申請に対する意見について、諮問します。

記

議題 別紙一覧表のとおり

令和5（2023）年5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

【議 題】

諮問議案事項

○許可申請

・動力の装置の許可申請一覧

2023年6月

No.	申請者	申請地点	動力装置の目的	動力出力	ポンプ種類	備 考
1	アルファクラブ株式会社 代表取締役 神田 昌毅	那須塩原市下永田一丁目993番13	2011年の東日本大震災以降、水位が低下し回復しない為、深度を深くし、既存施設で公共の浴用に供する。 (乃木温泉)	11kw	11段式 水中ポンプ	H2.3.5 動力装置許可
2	株式会社MGCマネジメント 代表取締役 長谷川 孝之	さくら市早乙女字三左エ門2067番1	運転水位が低下したため、ポンプ位置を切り下げ、既存施設での浴用に供する。 (紫塚温泉)	18.5kw	DSH形 深井戸用 水中ポンプ	H5.6.23 動力装置許可